



については、伊賀市債権管理条例（平成 28 年伊賀市条例第 34 号）第 9 条第 3 号の規定により、債務名義を得て、強制執行による回収を図るため、訴えを提起する。

なお、宅地取得資金貸付金金銭消費貸借契約及び住宅新築資金貸付金金銭消費貸借契約の特約により、未払の宅地取得資金貸付金及び住宅新築資金貸付金の元本に対する令和 3 年 3 月 11 日から支払済みまで年 10.95 パーセントの割合による遅延損害金を合わせて請求する。

#### 4 訴訟遂行の方針

- (1) 指定代理人を定める。
- (2) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (3) 必要がある場合は、和解を行う。

#### 5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴、上告又はその取下げ

#### 6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部